

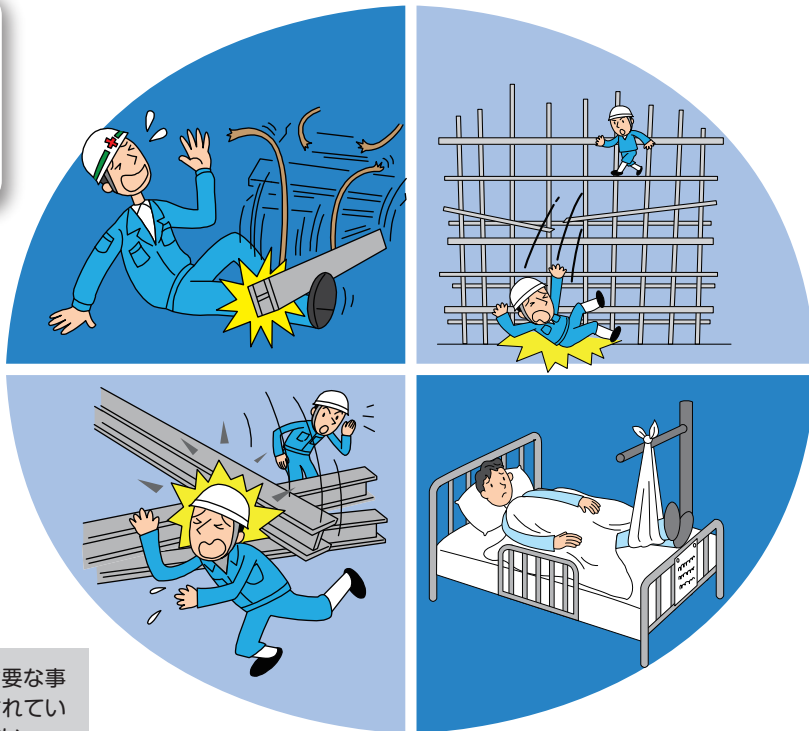
2024年

# 東海電友共済会 労働災害包括共済のご案内

労 | 災 | 総 | 合 | 保 | 険

オプション 請 | 負 | 業 | 者 | 賠 | 償 | 責 | 任 | 保 | 険

本制度は  
自動継続では  
ありません



経営事項  
審査制度の  
加点対象!

※保険金のお支払方法等重要な事項は、4ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

団体割引 20%適用 (労働災害総合保険)

労災総合保険の特長

- (1) 年間のお支払い掛金 (制度運営費+保険料) は、1口につき年間完成工事高2,000万円あたり、7,400円。(保険料7,050円、制度運営費350円)  
お支払金額は全額損金算入できます。(2021年11月現在。今後の 税制改定により変更となる場合がありますのでご注意ください。)
- (2) 最高4口まで加入できます。
- (3) 団体割引が適用され、一般に加入するより割安となっています。  
(団体割引率20%)
- (4) 無記名式で、手続きが簡単です。
- (5) 通勤災害も補償します。
- (6) 経営事項審査制度の加点対象となります。  
(2023年11月現在)

<加点対象となる労働災害総合保険の条件>

- 全ての工事について、以下の条件を満たしていること
- ①業務上災害と通勤災害のいずれも対象
  - ②申請者の職員のみならず下請負人の職員も全て対象
  - ③死亡および後遺障害等級1~7級までを対象

保険契約者 : 一般社団法人東海電友共済会  
保険期間 : 2024年6月1日午後4時~2025年6月1日午後4時  
加入対象者 : 東海電友共済会の会員のうち「災害補償共済」に加入している会員

■取扱代理店 : 一般社団法人東海電友共済会  
■引受保険会社 : 損害保険ジャパン株式会社  
浜松支店 浜松中央支社

浜松市中央区鴨江4-10-20 Tel 053-454-7340  
浜松市中央区旭町12-1 Tel 053-454-6541

# 保険金のお支払い対象範囲 (全体像)

## 就業中の事故

### 労災事故

#### ■ 労災総合保険

政府労災保険等の上乗せ補償をお支払いします。  
業務上・通勤途上における従業員・下請負人の  
労災事故が対象となります。

##### 【事故例】

- ①資材が崩れてきて従業員がケガをし、後遺障害6級となった。
- ②足場が崩れて従業員が落下、頭を強く打ち死亡した。



就業中の事故



通勤途上中の事故

### 賠償事故

#### ■ 請負業者賠償責任保険

**オプション**  
任意加入

※身体賠償のみの補償となります。

工事に関わる第三者への賠償事故を補償します。  
工事中の賠償事故が対象となります。  
保険の対象となる方に法律上の損害賠償責任が  
発生する場合の事故が対象となります。

##### 【事故例】

- 工事中に現場から資材が落下して通行人がケガをした。



工事中の身体賠償事故

## ご加入期間 (保険期間 / 保険責任期間)

### 保険期間

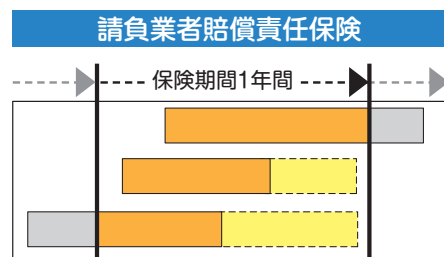
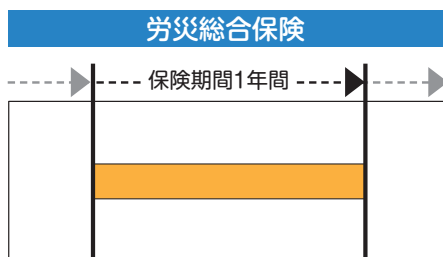
2024年6月1日 (土) 午後4時から1年間

(中途加入も可能です。)

### 保険責任期間

■ 保険責任期間: 保険期間 (1年間) 中に発生した事故が補償の対象となります。

● 対象となる期間 (オレンジ色) ● 対象とならない期間 (灰色) 工事中 (黄色) 工事終了後 (点線)



## お申込方法

- 所定の加入申込票に記名捺印のうえ、各組合 (支部・支所) にお申込みください。

### 申込締切日

2024年5月8日 (水)

- 共済掛金は各支部、各支所へお支払いください。

## 労災総合保険の概要

政府労災保険等の上乗せ補償として保険金をお支払いします。  
業務上・通勤途上における従業員・下請負人の労災事故が対象となります。

### 1. 対象となる被用者の範囲

- 貴社事業所および貴社下請事業所の従業員全員  
(臨時労働者、アルバイト、政府労災保険の特別加入者(海外派遣者を除きます。))も含まれます。)
- 期中に人数が増えた場合でも自動的に対象となり、ご報告いただく必要はございません。

### 2. お支払いする補償金(保険金)の内容

被用者が死亡した場合

死亡補償保険金(下記補償金額をご確認ください。)

被用者が後遺障害を被った場合

後遺障害補償保険金(下記補償金額をご確認ください。)

### 3. 補償金額(保険金額)

- 1口あたりの補償金額(保険金額)と年間掛金は次のとおりです。  
ただし、4口加入を限度とします。

政府労災等級		補償金額(保険金額)
死 亡		1,000万円
後 遺 障 害	1級	500万円
	2級	400万円
	3級	250万円
	4級	200万円
	5級	150万円
	6級	100万円
	7級	50万円
	8級	40万円
	9級	30万円
	10級	20万円

(注) 通勤災害担保(業務上災害と同額補償)(事業種類コード35・38)

- 上記補償金額(保険金額)は従業員1名あたりの金額です。人数による補償金額総額の制限はありません。

### 4. 年間のお支払掛金(制度運営費+保険料)

**年間完成工事高2,000万円あたり1口につき7,400円**

(この掛金のうち7,050円が保険料、350円が制度を運営するための事務・管理費等となっています。)  
中途加入の場合は、月割計算となります。

(注) 年間保険料は、過去の損害率による割引60%、団体割引20%、保険期間1年を前提として算出したものです。  
団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。  
次年度以降、割引率に変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

工事に起因する第三者への賠償事故を補償します。  
工事中の身体賠償事故が対象となります。

### 1. 対象となる被保険者の範囲

①貴社（記名被保険者） ②貴社の役員および使用人 ③貴社の下請負人 ④貴社の下請負人の役員および使用人

※②③④は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

- 上記は基本補償における被保険者です。セットするオプション補償によっては、被保険者の範囲が基本補償と異なる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 被保険者相互間の賠償責任（交差責任）につきましては、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 2. お支払いする補償金（保険金）の内容

- 保険の対象となる事業所が工事関連業務を遂行するために所有、使用または管理する施設  
もしくは設備によって保険期間中に生じた偶然な**第三者への身体賠償事故**の際、下記の補償金をお支払いします。

#### ①法律上の損害賠償金

被害者に対して支払う損害賠償金です。賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

#### ②権利保全行使費用

他人に損害賠償の請求ができる場合は、その損害賠償請求権の保全または行使の手続きに必要な費用。

#### ③損害防止費用

損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用（工事の目的物の回収費用や汚染物質の回収費用等は除きます。）のうち損保ジャパンが必要または有益であったと認める費用。

#### ④争訟費用

賠償責任の解決のために支出する訴訟・仲裁・調停費用、弁護士報酬などの費用のうち、損保ジャパンが承認した費用。

#### ⑤協力費用

損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合、損保ジャパンの求めに応じて保険の対象となる方が協力するために支出した費用。

#### ⑥緊急措置費用

結果的に賠償責任がない事が判明した場合、③損害防止費用のうち、被害者に対して緊急またはやむを得ず支出した費用。

※①の損害賠償金は、下記のお支払限度額を限度にお支払いします。

※上表②から⑥までのすべての費用が保険金額の内枠となります。

※賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。あらかじめ損保ジャパンの承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできない事があります。

※本保険では、保険会社が保険の対象となる方に代わり示談交渉を行うことはできません。

### 3. 保険金額（身体賠償のみの補償となります。）

保険金額（お支払限度額）			自己負担額		損害てん補割合
身体賠償	1名	1,000万円	1事故	0円	100%
	1事故	1,000万円			

### 4. 年間のお支払掛金（保険料）

年間完成工事高	保険料（1円の位を四捨五入し10円単位とします。）
2億円以下 の場合	保険料= (年間完成工事高÷2,000万円) ×6,070円
2億円超 3億円以下 の場合	保険料= (年間完成工事高÷2,000万円) ×5,100円+9,700円
3億円超 5億円以下 の場合	保険料= (年間完成工事高÷2,000万円) ×4,310円+21,550円
5億円超 の場合	保険料= (年間完成工事高÷2,000万円) ×3,460円+42,800円

※被保険者の最近の会計年度における完成工事高で計算を行い、保険期間終了後の保険料の精算はありません。



# 労働災害総合保険（法定外補償条項）のあらまし

## 保険金をお支払いする主な場合

- 被保険者（注1）の被用者（注2）が業務上災害（注3）によって身体障害（死亡、後遺障害）を被った場合に、政府労災保険等（注4）の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、被保険者に保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金）をお支払いします。  
（注1）被保険者とは、事業主（企業）をいいます。  
（注2）被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者（正規従業員、アルバイト、パートタイマー等）のうち保険証券に記載された者をいいます。役員、個人事業主、海外駐在員、下請業者の従業員等の事故については、特約条項をセットすることにより保険の対象にできる場合があります。  
（注3）通勤途上（出勤および退勤）の災害については、「通勤災害担保特約条項」をセットすることで保険金お支払いの対象となります。  
（注4）被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等（以下「政府労災保険等」といいます。）の保険関係が成立していることが必要です。
- この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級などについては、政府労災保険などの認定に従います。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。
  - ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
  - ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害（天災危険担保特約条項をセットしない場合）
  - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
  - ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害
  - ⑤風土病による被用者の身体障害
  - ⑥職業性疾病による被用者の身体障害（職業性疾病担保特約条項をセットしない場合）
  - ⑦石綿（アスベスト）または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
  - ⑧被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害（下請負人担保特約条項をセットしない場合）
  - ⑨被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害など

## ご加入の際にご注意いただくこと

- ケガや病気などに備える保険には、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、ご契約・ご加入にあたっては労災保険等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）
- ご契約の際は、加入申込票の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 特に、保険料算出基礎数字となる平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等の保険料計算に関係する事項につきましては、加入申込票の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。

- 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項（加入申込票および付属書類の記載事項すべて）について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。  
（注）被保険者、対象とする被用者の範囲、他の保険契約等のことをいいます。

## その他ご注意いただくこと

- 法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。
- 同一の被用者が被った身体障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれが高い金額を限度とします。
- 以下の場合には、あらかじめ（注）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
  - ①加入申込票および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
  - ②法定外補償規定の新設または変更をする場合  
（注）加入申込票等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパンまで通知する必要はありません。）
- ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。
- 重大事由による解除等  
保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入証が届かない場合には、損保ジャパンまでご連絡ください。
- この保険（労働災害総合保険）は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）制度の対象ではありません。
- この保険の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は、被保険者の最近の労働保険年度（建設事業以外の場合）または会計年度（建設事業の場合）における保険料算出基礎数値（平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等）となっており、保険期間終了後の保険料の精算はありません。  
（注）ご契約時に、保険料算出基礎数字（平均被用者数、賃金総額、完成工事高、請負金額等）につきましては正確にご申告ください。

# 請負業者賠償責任保険のあらまし

## 保険金をお支払いする主な場合

この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

- ①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用

\* 損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりです。

- ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、契約証明書に記載された保険金額を限度とします。

なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

\* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

## 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

### 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

### 【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ④専門職業危険
  - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
  - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任  
（注）「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。
  - ア. 記名被保険者が所有する財物
  - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）
  - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など

### 【特約条項の免責事由（請負業者特約条項の場合）】

- ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
  - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
  - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊
  - ウ. 地下水の増減
- ②施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車（注1）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ④仕事の終了後（注1）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（注2）  
（注1）仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。  
（注2）被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑥じんあいはたは騒音に起因する賠償責任
- ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
  - ア. 記名被保険者の役員または使用人
  - イ. 記名被保険者の下請負人
  - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など



## ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入申込票等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入申込票等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができるとをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険期間が1年以内のご契約</li> <li>②営業または事業のためのご契約</li> <li>③法人または社団・財団等が締結したご契約</li> <li>④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約</li> </ul> |
|---|

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 契約証明書は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から3か月を経過しても契約証明書が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。  
（※）加入申込票等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入申込票等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料（注）は加入申込票等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。  
注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

## ご加入にあたってのご注意

### ●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

#### 加入申込票等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①記名被保険者<br/>（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）</li> <li>②業務内容</li> <li>③損保ジャパンが加入申込票以外の書面で告知を求めた事項</li> <li>④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容</li> </ul> |
|---|

### ●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

#### 加入申込票等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 （ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- (注) 加入申込票等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

#### ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等  
保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

## 万一事故にあわれたら（共通）

- 万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
- 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。  
<1>事故発生の日時、場所および状況ならびに身体障害を被った被用者の住所・氏名・身体の障害の程度  
<2>損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- 2. 身体障害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 3. 第三者に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 7. 上記1から6のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金額等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険契約者や被保険者は正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故（災害）の日時、原因および状況等が確認できる書類	事故（災害）状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災保険等の給付請求書（写）、政府労災保険等の支給決定通知書（写） など
③	身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲などが確認できる書類	診断書（死亡診断書）、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定（写）、補償金受領証 など
④	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合、修理見積書、領収書、函面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の傷害に関する賠償事故の場合、診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑥	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑦	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収証、承諾書 など

（注）事故（災害）の内容（ケガの程度）または身体の障害に対する補償の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

### ■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
  - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせをお願いします。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■ 「保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）」 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
【ナビダイヤル】 0570-022808<通話料有料>  
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

### ■事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【事故サポートセンター】 **0120-727-110** 受付時間 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間  
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- ★ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・契約のしおりを掲載していない商品もあります。）ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ★ ご契約者（加入者）以外に補償の対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合にはその方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ★ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### お問い合わせ先

#### ●取扱代理店

#### 一般社団法人東海電友共済

担当：柴田、和久田  
〒432-8023 浜松市中央区鶴江4-10-20 TEL 053-454-7340 : FAX 053-454-3821 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

#### ●引受保険会社

#### 損害保険ジャパン株式会社 浜松支店 浜松中央支社

担当：北村・富田  
〒430-0927 浜松市中央区旭町12-1 TEL 053-454-6541 : FAX 053-452-4601 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)